

# **第1章 計画の基本的な考え方**

---

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 第7期計画策定の背景

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎るために、保健、医療、福祉サービスの総合的・一体的な提供システムを確立し、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から施行されました。平成17年度には、予防給付や地域支援事業の創設といった予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設といった新たなサービス体系と、地域包括ケアの推進に向けた介護保険制度の大幅な見直しを行いました。

さらに、平成23年度には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型が創設され、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めることを目的とした、制度全般の見直しが行われました。

北斗市の高齢者人口は増加を続けており、65歳以上の高齢者は平成29年には13,000人を超え、市民の4人に1人を占める状況となりました。

高齢者人口の増加に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、単身・高齢者のみ世帯への対応が課題となり、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要となっていきます。

## (2) 計画策定の目的

こうした状況を十分踏まえ、これまでの課題の改善や多様化する高齢者のニーズへの対応等を実現するため、本市では、今後3年間の介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を円滑に施行するため、第6期の成果と課題を踏まえた上で計画の見直しを行い、第7期計画を策定することとしました。

この計画は、全ての高齢者を対象とした保健・福祉に関する総合的な計画である「高齢者保健福祉計画」と、介護保険制度における介護給付、予防給付、地域支援事業に係る事業計画である「介護保険事業計画」を一体の計画として策定し、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、多方面から総合的な推進を図っていくこととします。

## 2 計画の性格

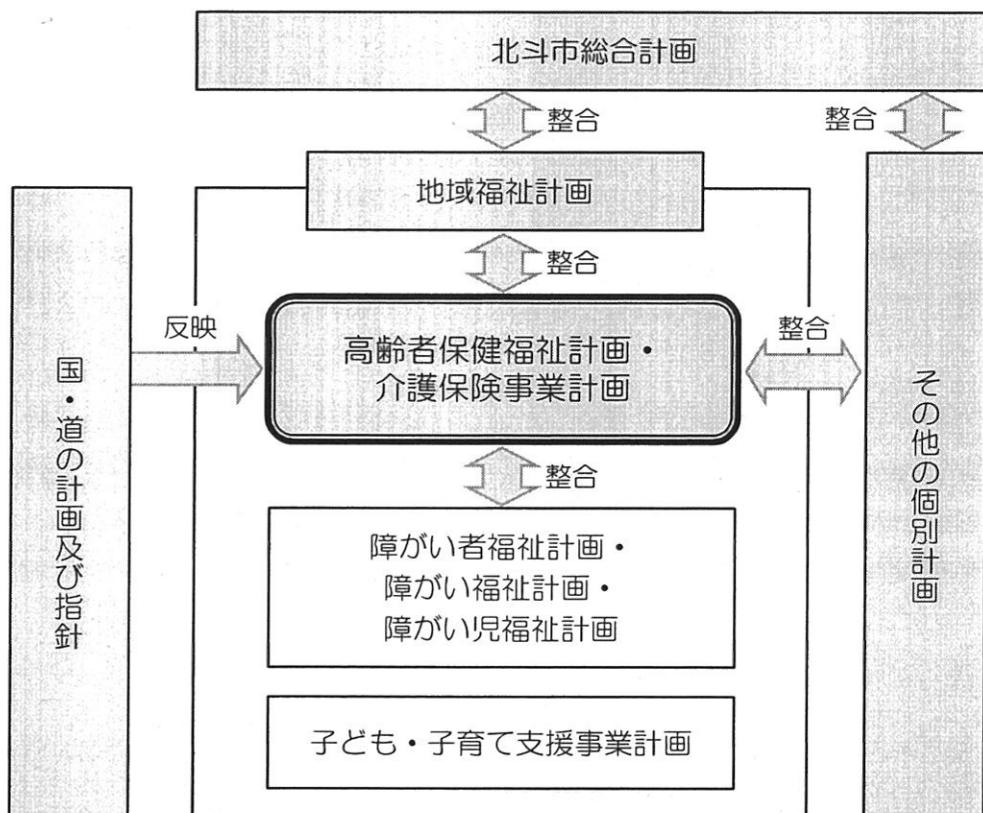
### (1) 計画の根拠法と位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定されます。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき策定されるものであり、同時に策定される「高齢者保健福祉計画」とは介護保険給付の対象となるサービスに関する事項が共通しており、計画に位置付けられた事業について、連携して実施していく必要があることから、同条において一体のものとして作成するものと定められています。

### (2) ほかの計画との関係

この計画は、北斗市まちづくりの基本構想及びこれに基づく基本計画を定めた「第2次北斗市総合計画」の高齢者福祉分野の個別計画、高齢者全般に係る施策を総合的に展開し、「誰もが幸せで輝くまちづくり」をめざすとともに、高齢者保健福祉に関連する国、道並びに各所管で定める障がい者福祉計画など関連計画と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいくこととします。

#### ■本計画とほかの計画との関係



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

第7期計画は、最終年度である平成32年度に見直しを行い、平成33年度を計画の始期とする第8期計画を策定する予定となっています。

平成 27 年度 (2015 年 度)	平成 28 年度 (2016 年 度)	平成 29 年度 (2017 年 度)	平成 30 年度 (2018 年 度)	平成 31 年度 (2019 年 度)	平成 32 年度 (2020 年 度)	平成 33 年度 (2021 年 度)	平成 34 年度 (2022 年 度)	平成 35 年度 (2023 年 度)
高齢者保健福祉計画・ 介護保健事業計画 【第6期計画】								

The diagram illustrates the planning period from Heisei 30 to 35. The 6th period is represented by a hexagon containing the text '高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画【第6期計画】'. The 7th period is represented by a dark gray arrow pointing right, containing the text '高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画【第7期計画】'. The 8th period is represented by a dotted arrow pointing right, containing the text '高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画【第8期計画】'. Arrows between the boxes indicate a 'Review' (見直し) process.

### 4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、高齢者の生活を24時間体制で支えていくためには、市内をいくつかの圏域に分け、より地域に密着した施策の展開を図っていくことが必要です。

介護保険制度の中では、地域密着型サービスの基盤整備や地域包括支援センターにおける活動を、日常生活圏域を単位として実施していくこととしており、本市においても、高齢者に対する介護・福祉・保健サービスの展開にあたっては、日常生活圏域を単位として施策の展開を図ることとしています。

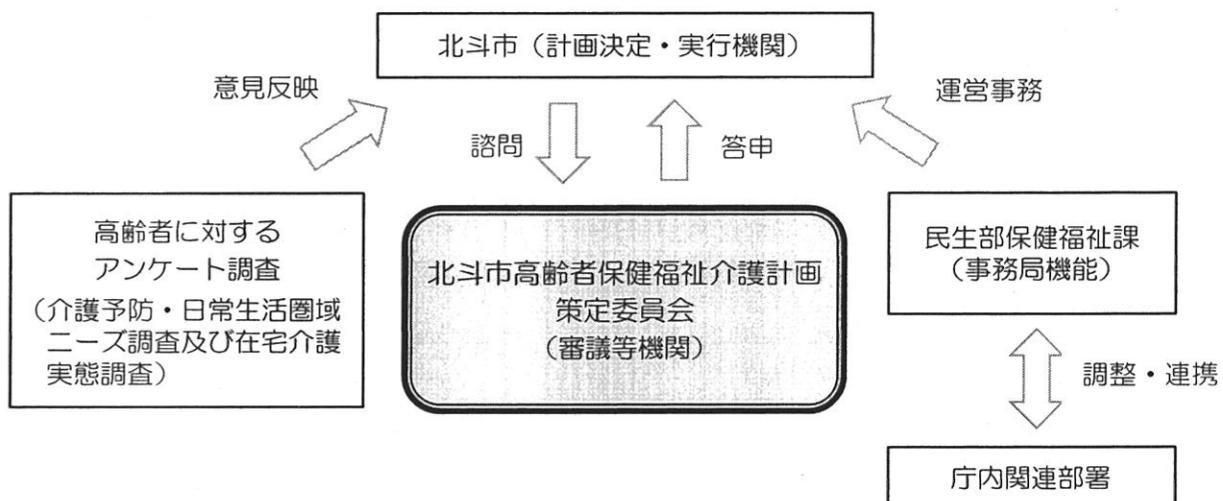
日常生活圏域の設定については、市民の生活行動範囲を意識した、細かな設定を理想としますが、これまでの市民の生活形態、地域づくり活動や歴史的背景等を踏まえ、また、市民にとって馴染みのある、分かりやすいものとするため、北斗市では、旧行政町を単位とした圏域を設定し、「上磯地区（旧上磯町全地域）」及び「大野地区（旧大野町全地域）」をそれぞれ1圏域として設定しています。

## 5 計画策定の体制

### (1) 策定委員会の設置

北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会条例（平成18年2月1日施行）に基づき、保健・医療関係、地域福祉関係、介護保険事業関係の各分野の代表者、学識経験者等による委員10人で構成する「北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会」を設置し、各分野の委員より専門的な立場からのご意見を頂きながら、計画内容に関する様々な事項について協議を行ってきました。

#### ■計画策定体制



### (2) アンケート調査の実施

今回見直す計画の課題やニーズを把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

#### ■アンケート調査の概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査の目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。	要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。
対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者	要介護認定者（施設入所者は除く）及び介護者の家族